

令和2年6月5日

都道府県

各 指定都市 社会福祉施設等施設整備費所管課 御中

中 核 市 （障害福祉施設及び保護施設・無料低額宿泊所担当）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
保 護 課

令和2年度1次補正予算における社会福祉施設等施設整備費の
国庫補助に係る協議について（追加協議）

標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）

1 対象事業

以下に掲げる障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業

2 対象施設

- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害児支援施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 宿泊型自立訓練事業所
- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設
- ・ 無料低額宿泊所

3 留意事項

社会福祉施設等施設整備費補助金においては、内示前に着工した事業は補助対象外であるが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、緊急的

に着手せざるを得なかった個室化改修事業に限り、内示日に関わらず補助対象とする。

また、本事業は、別途通知する「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」に基づき、総事業費が、入所施設にあつては 100 万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・宿泊型自立訓練事業所・無料低額宿泊所にあつては 30 万円以上のものを補助対象とするのでご留意いただきたい。

なお、施設等から要望があつた場合は特段の配慮をお願いしたい。

(照会先)

障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係 市川・元木

TEL:03-5253-1111(内線 3035)